

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年12月6日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年12月21日から平成23年1月11日まで縦覧に供する。

平成22年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修）三反地地区	三豊市建設経済部土地改良課
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺家地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）比地大地区	〃
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）別所地区	〃
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）長谷地区	観音寺市経済部農林水産課
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）上本庄地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修）下竹成地区	〃